



鳥取県公報

令和3年3月26日（金）
第9286号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数（132）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 特定農業用ため池の指定（133）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 特定農業用ため池の指定の解除（134）（〃）・・・・・・・・・・ 3 |
| | 保安林の指定の解除予定（135）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 3 |
| | 森林病虫害の駆除命令（136）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3 |
| ◇ 議会告示 | 鳥取県議会に提出する書類の押印の省略等に関する規程（1）（議事・法務政策課）・・ 4 |
| ◇ 公 告 | 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 4 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（情報政策課）・・・・・・・・・・ 5 |
| ◇ 雑 報 | 令和3年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施（消防防災課）・・・・・・・・ 8 |

告 示

鳥取県告示第132号

鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）第9条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第22条の規定に基づき、令和3年度の国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数を次のとおり定めたので、同条例第8条の規定により告示する。

令和3年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 医療費指数反映係数 1
- 2 一般納付金所得係数 0.8177398310087
- 3 一般納付金被保険者均等割指数 0.7
- 4 後期高齢者支援金等納付金所得係数 0.8206326734848
- 5 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 0.7
- 6 介護納付金納付金所得係数 0.8267191942722
- 7 介護納付金納付金被保険者均等割指数 0.7

鳥取県告示第133号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 所在地 | 指定の年月日 |
|-----------|------------------|-----------|
| 報徳1 | 鳥取市上原575 | 令和3年3月26日 |
| 良田1（下ノ奥池） | 鳥取市良田459 | 〃 |
| 池ノ谷 | 倉吉市鴨河内2050 | 〃 |
| 藤井谷 | 倉吉市志津904 | 〃 |
| 桜 | 倉吉市桜46-30 | 〃 |
| 中尾尻 | 倉吉市鴨河内1945-71 | 〃 |
| 詰り下 | 倉吉市志津708-11 | 〃 |
| 狼谷 | 倉吉市関金町松河原106-362 | 〃 |
| 大沢池 | 岩美郡岩美町大字唐川110 | 〃 |
| 城ノ谷堤 | 岩美郡岩美町大字浦富362 | 〃 |
| 大清水ため池 | 岩美郡岩美町大字浦富538 | 〃 |
| 大法 | 東伯郡琴浦町大字森藤631-3 | 〃 |
| 仏石 | 東伯郡北栄町六尾1425 | 〃 |
| スエトウ池 | 西伯郡南部町鴨部1036 | 〃 |
| 御崎谷池 | 西伯郡南部町徳長138 | 〃 |
| アンゴテ池 | 西伯郡南部町御内谷380 | 〃 |
| 井谷溜池 | 西伯郡伯耆町父原326-7 | 〃 |
| 権現谷堤 | 西伯郡伯耆町二部1441 | 〃 |
| 熊谷中の堤 | 西伯郡伯耆町二部1159 | 〃 |
| 佛ヶ谷堤 | 西伯郡伯耆町福岡2173 | 〃 |
| 鉄穴ヶ谷山第1堤 | 日野郡日南町福寿実956-16 | 〃 |
| 鉄穴ヶ谷山第2堤 | 日野郡日南町福寿実956-9 | 〃 |

| | | |
|-----------|-----------------|---|
| 鉄穴谷尻堤 | 日野郡日南町福寿実957 | 〃 |
| 家ノ奥矢入山第2堤 | 日野郡日南町福寿実241-36 | 〃 |
| 家ノ奥矢入山第3堤 | 日野郡日南町福寿実241-3 | 〃 |
| 寺堤 | 日野郡日南町茶屋1025 | 〃 |
| 代ノ原道上エ堤 | 日野郡日南町茶屋3416 | 〃 |
| ヌリガンナ堤 | 日野郡日南町福塚446 | 〃 |
| 小倉原堤 | 日野郡日南町花口1990-27 | 〃 |
| 岡荒神ノ脇 | 日野郡日野町中菅811 | 〃 |

鳥取県告示第134号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づく特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 所在地 | 解除の年月日 |
|--------|---------------------------|-----------|
| 堤ノ元溜池 | 鳥取市大畑137 | 令和3年3月26日 |
| 打越溜池 | 鳥取市祢宜谷231 | 〃 |
| 中南堤 | 鳥取市用瀬町古用瀬263、268-3及び590-3 | 〃 |
| 大庭谷堤 | 鳥取市河原町水根477-1 | 〃 |
| 一ノ谷ため池 | 岩美郡岩美町大字大谷1737 | 〃 |

鳥取県告示第135号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市沢谷字上滝386の2、杉野字高砂山271の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第136号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月26日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）
 - (2) 期間
令和3年5月28日から同年7月16日まで
- 2 森林病虫害等の種類
森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び中部総合事務所農林局並びに湯梨浜町役場及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

議 会 告 示

鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会に提出する書類の押印の省略等に関する規程を次のように定める。

令和3年3月26日

鳥取県議会議長 藤 縄 喜 和

鳥取県議会に提出する書類の押印の省略等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、議長に提出する申請、届出等の書類について、押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができるようにすることにより、書類の提出手続の簡素化を図り、もって能率的な議会運営及び県民の負担軽減に資することを目的とする。

(押印の省略等)

第2条 議長に提出する書類であって、鳥取県議会告示その他の議長、県議会の委員会又は協議等の場（鳥取県議会議事規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）第13条の2第1項に規定する協議等の場をいう。）の定め（以下「告示等」という。）により提出者の押印又は署名を要するとされているものについては、当該告示等の規定にかかわらず、印鑑又は署名の照合を必要とする場合を除き、提出者の押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができる。

2 前項の規定は、書類の提出者が本人であること又は当該書類の提出が本人の意思に基づくものであることを確認するため、当該提出者又は本人に対し、議長が適当と認める書類の提出若しくは提示又は説明を求めることを妨げるものではない。

附 則

この規程は、令和3年3月26日から施行する。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年3月26日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 経験者講習 | | 令和3年4月21日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第22会議室 | 鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者 |

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
 (2) 講習課目
 ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
 (2) 納付方法
 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
 この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

- (1) 借入物品等の名称及び数量
 県庁ストレージ貸貸借 一式
 ア 仮想基盤サーバ（借入） 3台
 イ ストレージ（借入） 2台
 ウ ネットワーク機器（L3スイッチ）A（借入） 2台
 エ ネットワーク機器（L3スイッチ）B（借入） 2台
 (2) 借入物品等の仕様
 入札説明書による。
 (3) 借入期間
 令和3年8月1日から令和8年7月31日までとする。
 (4) 納入期限
 令和3年7月20日（火）。ただし、貸貸借料は同年8月1日から支払うものとする。
 (5) 納入場所
 入札説明書による。

(6) 入札方法等

ア 本件入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品等の賃借料（保守料等を含む。）の月額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された月額をもって単価契約を締結するので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。））とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年4月2日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 1の(1)に示した借入物品等を所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札の手続及び仕様に関する担当部局

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課次世代戦略室

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

令和3年3月26日（金）から同年4月23日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次によ

り直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年3月26日（金）から同年4月23日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月14日（金）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月13日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階 令和新時代創造本部・総務部会議室

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す事前提出物を4の（1）の場所に令和3年4月23日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に60を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

8 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計

規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和3年2月定例会において本件調達案件に係る予算が成立しなかった場合は、入札を行わない。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products

3 sets of virtual infrastructure server to be leased

2 sets of storage to be leased

2 sets of network equipment (L3 switch) A to be leased

2 sets of network equipment (L3 switch) B to be leased

(2) April 23, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 14, 2021 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(May 13, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7094

雑 報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和3年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和3年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

令和3年3月26日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田 口 尚 文

1 試験の種類等

(1) 危険物取扱者試験

| 区分 | 試験の種類 | 試験の実施日時 | 受験願書受付期間 | | 試験会場(予定) |
|-----|----------|----------------------|----------|---------------------------------|---|
| 第1回 | 甲種、乙種、丙種 | 令和3年6月13日(日)午前10時から | 書面申請 | 令和3年4月9日(金)から同月23日(金)まで | 鳥取県庁、米子コンベンションセンター |
| | | | 電子申請 | 令和3年4月6日(火)午前9時から同月20日(火)午後5時まで | |
| 第2回 | 〃 | 令和3年6月20日(日)午前10時から | 書面申請 | 令和3年4月9日(金)から同月23日(金)まで | 鳥取県立倉吉未来中心 |
| | | | 電子申請 | 令和3年4月6日(火)午前9時から同月20日(火)午後5時まで | |
| 第3回 | 〃 | 令和3年10月17日(日)午前10時から | 書面申請 | 令和3年8月13日(金)から同月27日(金)まで | 鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター(ポリテクセンター米子) |
| | | | 電子申請 | 令和3年8月10日(火)午前9時から | |

| | | | | | |
|-----|---|----------------------|------|----------------------------------|---|
| | | | | 時から同月24日（火）午後5時まで | |
| 第4回 | " | 令和3年10月24日（日）午前10時から | 書面申請 | 令和3年8月13日（金）から同月27日（金）まで | 鳥取県立倉吉未来中心 |
| | | | 電子申請 | 令和3年8月10日（火）午前9時から同月24日（火）午後5時まで | |
| 第5回 | " | 令和4年3月6日（日）午前10時から | 書面申請 | 令和4年1月7日（金）から同月21日（金）まで | 鳥取県立倉吉体育文化会館 |
| | | | 電子申請 | 令和4年1月4日（火）午前9時から同月18日（火）午後5時まで | |
| 第6回 | " | 令和4年3月13日（日）午前10時から | 書面申請 | 令和4年1月7日（金）から同月21日（金）まで | 鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子） |
| | | | 電子申請 | 令和4年1月4日（火）午前9時から同月18日（火）午後5時まで | |

(2) 消防設備士試験

| 区分 | 試験の種類 | 試験の実施日時 | 受験願書受付期間 | | 試験会場（予定） |
|-----|-------|------------------------|----------|----------------------------------|--------------|
| | | | 書面申請 | 電子申請 | |
| 第1回 | 甲種、乙種 | 令和3年7月25日（日）午前9時30分から | 書面申請 | 令和3年5月14日（金）から同月28日（金）まで | 鳥取県立倉吉体育文化会館 |
| | | | 電子申請 | 令和3年5月11日（火）午前9時から同月25日（火）午後5時まで | |
| 第2回 | " | 令和3年11月21日（日）午前9時30分から | 書面申請 | 令和3年9月17日（金）から同年10月1日（金）まで | 鳥取県庁 |
| | | | 電子申請 | 令和3年9月14日（火）午前9時から同月28日（火）午後5時まで | |

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によることとし、郵送の場合は試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものにより受け付ける。）

(2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp>)

3 試験実施場所

- 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- 倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心
- 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
- 米子市古豊千520 鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
- 米子市末広町294 鳥取県立米子コンベンションセンター

4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

- (1) 危険物取扱者試験
 - ア 甲種 6,600円
 - イ 乙種 4,600円
 - ウ 丙種 3,700円
 - (2) 消防設備士試験
 - ア 甲種 5,700円
 - イ 乙種 3,800円
- 5 問合せ先
- (1) 試験の詳細に関すること
 - 一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部
 - 電話 0857-26-8389 (平日午前9時から午後5時まで)
 - ファクシミリ 0857-24-1052
 - (2) 電子申請に関すること
 - 一般財団法人消防試験研究センター電子申請室
 - 専用電話 0570-07-1000 (有料) (平日午前9時から午後5時まで)
- 6 その他
- (1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理局消防防災課並びに各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。
 - (2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。
 - (3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。